

## 宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、大谷石建築物の保全及び視認性向上に資する工事を行う者に対し、その工事に要する経費の一部を補助することにより、大谷石建築物の保全・活用を促進し、魅力ある景観を守り、形成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大谷石 宇都宮市で産出された天然の凝灰岩(徳次郎石等を含む。)
- (2) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- (3) 大谷石建築物 外壁面の過半に大谷石が使用されている建築物
- (4) 大谷石塀 大谷石を積むことで作られた石塀

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大谷石建築物の所有者、管理者及び所有者の二親等以内の者
- (2) 大谷石建築物の保全及び視認性向上に資する工事に係る契約者となる者
- (3) この要綱による補助金の交付を初めて受ける者又は交付を受けて10年以上経過している者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助対象大谷石建築物)

第5条 補助金の対象は、大谷石建築物及びその敷地内にある大谷石塀(高さ80センチメートル以下の場合など安全が確保されたもの)とし、次の各号のすべてに該当するものと

する。

- (1) 所在地が別図第1に掲げる「大谷エリア」「中心部エリア」「集落エリア」であること。
- (2) 道路から容易に視認できる、若しくは、進入路等から敷地内に誘導し望見できる、又は、次条第1項に規定する事業により、容易に視認できるようになるもの。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付対象事業は、別表第1のとおりとし、同表に掲げる工事については、それぞれ関係法令を遵守していなければならない。

- 2 前項に掲げる事業は、建築された当時の外観を可能な限り保持又は復元するものでなければならない。

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助率は、前条に規定する補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）の3分の1以内とし、補助限度額は100万円とする。

(他の補助金との関係)

第8条 第6条第1項に規定する事業について、国、県の補助金等又はこの要綱によらない宇都宮市の他の補助金等を受ける場合は、当該補助金の補助対象経費は、この要綱の補助対象経費に含めないものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする建築物の工事計画書（所在地が分かる地図、工事の図面等）
- (2) 大谷石建築物又は建築されている敷地の所有者が確認できる書類
- (3) 申請者と大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者が異なる場合は、申請者と大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者の関係が確認できる書類及び大谷石建築物の保全及び視認性向上に資する工事を行うことについて、大谷石建築物の所有者又は敷地の所有者から同意が得られていることが確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる工事見積書の写し
- (5) 現況の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを受理し審査の上、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(交付申請の変更等)

第11条 申請者は、第9条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、補助金交付変更等申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第12条 申請者は補助金の交付対象事業が完了したときは、次項に定める期日までに、実施報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 工事完了後の写真（交付申請時に提出したものと同一位置から撮影したもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる期日のうち、いずれか早い日とする。

(1) 補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日

(2) 補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月15日

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの確認をするものとし、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金確定通知書により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、第10条第1項に基づく交付決定額と交付確定額の差が生じない場合は、同条第2項により交付さ

れた交付決定通知書を交付確定通知書とみなすものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了後速やかに補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 交付を受けようとする事業の補助対象経費に係る領収書の写し

(景観保全及び景観啓発への協力)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となった大谷石建築物を10年以上保全するよう努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市からの要請を受けたときは、大谷石建築物の景観啓発に協力するものとする。

(交付決定の取消・返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を、補助金の交付を受けた者に対し、補助金返還請求書により命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(様式)

第17条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

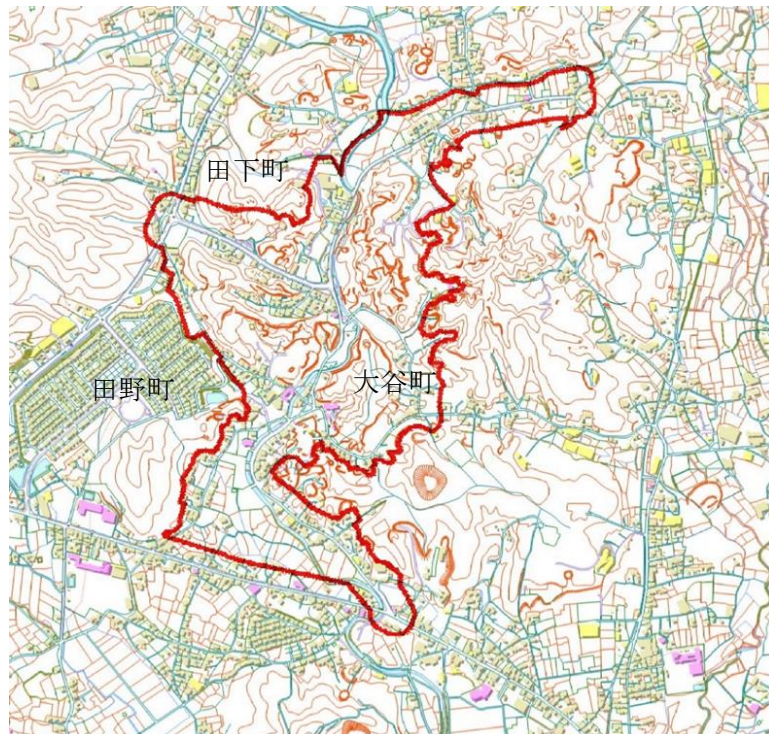
附 則

制定文(令和3年 6月 1日告示第200号)抄

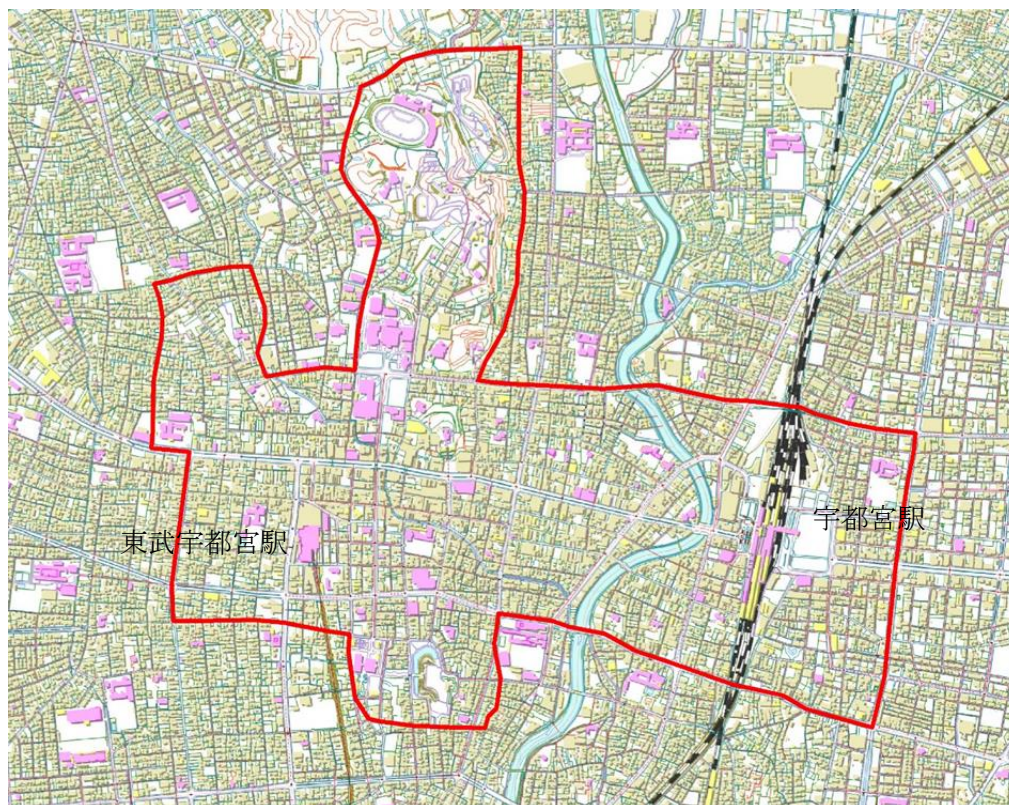
1 この要綱は、令和3年 6月 1日から適用する。

別図第1 (第5条関係)

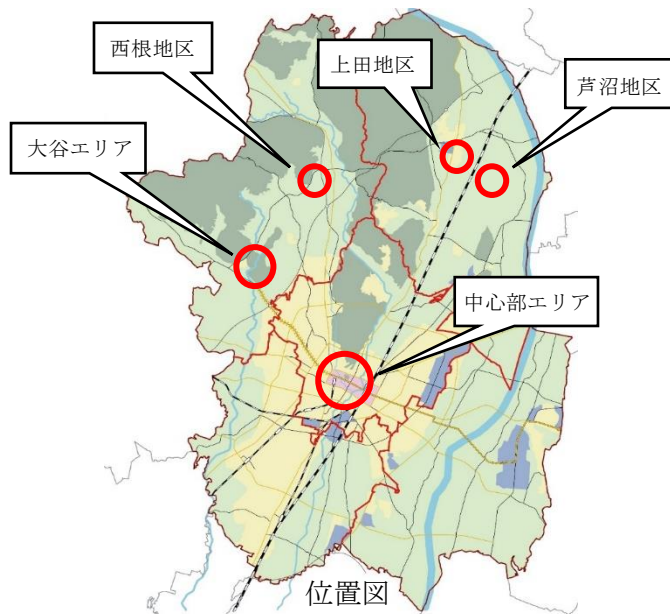
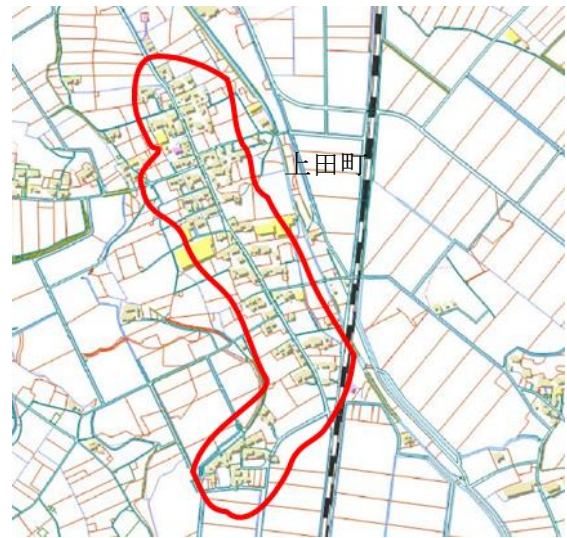
大谷エリア



中心部エリア



集落エリア（西根集落，上田集落，芦沼集落）



別表第1（第6条関係）

補助対象事業	事業内容
(1) 屋根及び外壁の修繕工事	屋根の葺き替え工事 外壁の張替え工事 等
(2) 長寿命化を目的とする外壁コーティング工事	外壁のコーティング工事 等
(3) 道路からの視認性の向上に資する工事	視認を阻害する工作物等の除却・移転 大谷石建築物の曳家・移転 等
(4) 耐震性の向上に資する工事	耐震補強工事 目地の補修工事 等